

平成 30 年 5 月 11 日

各 位

会社名 株式会社新生銀行
代表者名 代表取締役社長 工藤 英之
(コード番号 : 8303 東証第一部)

株主提案に対する取締役会意見に関するお知らせ

当行は、平成 30 年 6 月 20 日開催予定の第 18 期定時株主総会(以下「本総会」)における議案について、以下のとおり株主提案を受けておりましたが、本日開催の当行取締役会において、株主提案に対する当行取締役会の意見として、譲渡制限付株式報酬導入に関しては、会社提案のみを推奨することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 提案株主

DALTON KIZUNA (MASTER) FUND LP(ダルトン・キズナ(マスター)ファンド・エルピー)

2. 株主提案の内容および理由

(1) 株主提案の内容

取締役の報酬額改定(譲渡制限付株式報酬導入)の件

議案の要領は、別紙に記載のとおりです。なお、提案株主から提出された株主提案書の該当記載を原文のまま掲載しております。

提案株主からは、本株主提案が、平成 27 年 6 月 17 日開催の第 15 期定時株主総会において決議された年額 180 百万円の報酬枠、および当行が平成 30 年 4 月 23 日公表した「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」にてお知らせし、第 18 期定時総会に付議する譲渡制限付株式報酬制度とは別枠で追加の枠を設定することを目的とするものである旨の説明を受けております。

(2) 株主提案の理由

提案の理由は、別紙に記載のとおりです。なお、提案株主から提出された株主提案書の該当記載を原文のまま掲載しております。

3. 株主提案に対する取締役会の意見

当行取締役会としては、譲渡制限付株式報酬導入に関しては、会社提案のみを推奨いたします。

4. 取締役会意見の理由について

当行においても、譲渡制限付株式報酬制度については、対象取締役に対して譲渡制限付株式を割り当て、株式を保有させることで、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主との一層の価値共有を図るうえで有効な制度であると評価しております。提案株主の提案理由に記載のとおり、平成 28 年度税制改正において、法人の役員等による役務提供の対価として一定期間の譲渡制限その他の条件が付されている株式が割り当てられた場合について、役員等における所得税の課税時期、法人における役員等の役務提供に係る費用の損金算入等に関する税制措置が講じられたことを踏まえ、企業において導入が可能となった背景があります。

このため、当行では、平成 30 年 4 月 23 日公表のとおり、譲渡制限付株式報酬制度の意義を踏まえたうえで、当行の実情に鑑みた規模として、平成 27 年 6 月 17 日開催の第 15 期定時株主総会において決議された取締役の報酬等の限度額年額 180 百万円の範囲内における譲渡制限付株式の交付を目的として年額 20 百万円以内の報酬を支給することにつき、本株主総会に付議いたします。

株主提案と会社提案は、対象取締役に対して株式を保有させることで企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目指す点において共通しておりますが、株主提案は現在の当行の取締役報酬等

限度額に追加して譲渡制限付株式報酬制度の導入を提案する点、および対象取締役に支給する金銭債権総額は2億円以内という規模の点において会社提案と異なります。

当行では、公的資金を受けている金融機関としての役割・期待を踏まえ、その社会的責任を全うすべき立場にあることに鑑み、会社提案で求める報酬の規模が適切であると考えます。さらに、本株主総会において譲渡制限付株式報酬制度の導入について株主の皆さんにご承認いただくことを条件に、当行の執行役員およびグループ本社のチーフオフィサー、シニアオフィサーに対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入し、経営陣全体として企業価値向上に対するコミットを強化します。

また、当行では、平成30年3月に公表した「経営の健全化のための計画」において、平成33年3月期までの計画期間中における役員報酬・賞与の計画値を定めていることから、仮に株主提案が承認された場合でも、実際には、会社提案にて定める第15期定期株主総会において決議された取締役の報酬等の限度額の範囲内の執行となります。

このため、当行取締役会としては、譲渡制限付株式報酬導入に関しては、会社提案のみを推奨いたします。

なお、株主提案は会社提案の追加提案に位置づけられますので、株主の皆さまの議決権行使において、株主提案と会社提案の両方に賛成票が投じられた場合でも、有効票として取り扱ってまいります。

以上

【株主提案の内容および理由】

提案株主から提出された株主提案書の該当記載を原文のまま掲載しております。

1. 議案の要領

社外取締役を除く取締役(以下、「対象取締役」といいます。)それぞれに対して、各対象取締役の職務に対する報酬として、現行の取締役報酬に追加して、下記のとおり金銭債権を支給する。

- 当該金銭債権は譲渡制限付株式報酬に係る第三者割当てに対する現物出資に充てられるものとする。
- 対象取締役に支給する金銭債権の総額は年額2億円以内とする。
- 具体的な支給時期、発行株式数及び配分については、取締役会で決定する。

2. 提案の理由

私共は日頃より投資先の皆様に積極的な株式報酬の実施をお勧めしております。私共の願いは、取締役の皆様が多くの株式(長期目標の目安として基本報酬の5倍程度)を保有する事で、長期な会社の存続・発展に事業オーナーとしてお取り組み頂けるようになる事です。これによる長期的な業績・価値向上の便益は報酬の費用をはるかに上回るものと期待しております。

数ある株式報酬制度の中でも私共は譲渡制限付株式報酬をお勧めしております。これは「攻めの経営を促す役員報酬」制度として、経済産業省の主導のもと2016年に税制改正を経て実質的な制度解禁がなされた制度です。擬似的な株式所有であるストックオプションと異なり、譲渡制限付株式報酬は付与されたその日から通常の株式と議決権と配当権を有する事になり、オーナーシップの醸成手段として望ましい性質を有していると私共は考えます。